

ニュースレター

岡山パブリック法律事務所

2015/07/01

VOL24

後見制度ってどんなもの？

成年後見制度は、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。成年後見制度は、「自己決定の尊重」と「本人の保護」との調和を目的としています。本人の能力に応じて、柔軟かつ弾力的な支援が可能です。

成年後見制度の種類

任意後見制度

現在、判断能力が十分な状態にある方が、将来自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、誰にどのようなことを委ねるかを自分で選ぶ制度です。

法定後見制度

既に判断能力が不十分な状態にある方を保護・支援する制度です。

申立権者の申立により、家庭裁判所が適任と認める人を成年後見人・保佐人・補助人に選任します。

「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「成年後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度

成年後見

判断能力が常に欠けている方

保 佐

判断能力が著しく不十分な方

補 助

判断能力が不十分な方

成年後見人等の仕事

財 産 管 理

- ・本人の資産（現金、預貯金、有価証券、不動産等）の管理
- ・本人の収入・支出の管理
- ・本人の住居の賃貸借・損害保険の手続
- ・損害賠償交渉・遺産分割
- ・税務申告・納税

身 上 監 護

- ・医療契約（入院・通院・医療保護入院の同意）
- ・本人に適した介護・福祉サービスを探して利用契約
- ・医療介護福祉サービスの利用申請・年金申請・生活保護申請等の行政手続

誰が成年後見人等になるの？

任 意 後 見

「任意後見人」は**本人が信頼できる人**を選んで契約します。

法 定 後 見

「法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）」は、**家庭裁判所が適切と判断した人**を選任します。申立書に記載した「候補者」が選任されるとは限りません。

複 数 後 見

「成年後見人等」として、複数が選任されることもあります。

法 人 後 見

「成年後見人等」として、法人が選任されることもあります。

※**成年後見人等と本人との関係**：「親族」と「第三者」に大別され、「第三者後見人」として多様な専門職や法人や研修を受けた市民等が選任されています。

おかやまU F E (ウーフェ)

当事務所の水谷賢弁護士が理事長のNPO法人です。

イタリアトレントの精神保健の取組を調査するため、昨年 11 月、多職種が視察した結果について、6 月 21 日、東京で報告会を行いました。約 50 名に参加していただきました。

おかやま人居支援センター

当事務所の井上雅雄弁護士が理事長を務めるNPOです。高齢者・障がい者・刑余者・被虐待者を対象として、行政・医療・福祉・不動産仲介・財産管理など個人毎の支援ネットワークを組んでアパート入居を支援しています。

平成 27 年5月 15 日、国から都道府県と市区町村に「居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取組について」と題する通知が出されました。誰もが安心して居住できる街づくりを目指して、**居住支援協議会の活用と新設の要請活動**を行っています。

外国人介護実習生の受入に関する懇談会を6月 25 日に行いました。県外も含めて約 40 名の参加があり、関心の高さを痛感しました。制度の有効かつ適正な運用のため、外国人を支援しているNPOや、法律と福祉の専門職と協働して活動してまいります。

春日町本部／岡山市北区春日町 5-6
TEL 086-231-1141
(後見センター専用番号)
TEL 086-206-5410
岡山大学内支所／岡山大学総合研究棟内
TEL 086-898-1123
津山支所／津山市京町 73-2
TEL 0868-31-0035
玉野支所／玉野市築港 1-17-5
TEL 0863-33-6113

北海道（名寄）にて

岡山パブリック法律事務所は、若手弁護士を養成して、弁護士過疎地域に弁護士を派遣する事務所でもあります。

先日私は、北海道に出張する機会がありましたので、私の事務所の先輩で、現在名寄ひまわり基金法律事務所の所長を務める押田朋大弁護士を訪ねました。押田先生は、名寄の地で数々の後見事件を手がけたり、地域の方々と緊密な関係を築いて弁護士活動をするなど、とても精力的に活動しているようでした。押田先生が地域に欠かせない人材となっている姿を目の当たりにして、私は、圧倒されるばかりでした。

弁護士過疎対策というのは、単に弁護士過疎地域に弁護士を派遣するというだけの問題ではなく、派遣された弁護士が弁護士過疎地域で何をし、いかにその地に貢献するかが重要なのですね。押田先生の背中をみて、そんなことを感じました。

(保坂いづみ)

おかやま司法・福祉ネット

当事務所は、**福祉関係者と連携して公益的活動**を行っています。当事務所からの呼びかけで、弁護士・社会福祉士・医師などが集まって、意見交換や出版準備をしている任意団体です。福祉職になじみの薄い刑事司法と、法律職になじみの薄い福祉制度について、分かりやすく冊子にまとめるべく努力しています。刑事司法分野での司法と福祉の協働です。予定している名称は、「**司法福祉のABC**」～障がいのある被疑者・被告人の立ち直りに向けて～です。さらに、当事務所で、**司法と福祉をつなぐ勉強会**も、定期的 to 実施しています。

【雨ニモマケズと後見人】

一見、後見人業務は法律行為だけをやっているように思われることもあります。

しかし、この後見人としてのかわりは本当に「命の限り」や「生きざま」に出会い、多くのことを考えさせてもらえる機会になっています。

担当させていただく方々が人間関係や金銭、病気や障害などで苦しむときには本当にどうすればいいのかと迷い、悩みます。「痛み」「不安」「死への恐怖」などにどうソーシャルワーカーとして、かつ後見人としてかわっていけばよいか日々考えます。

宮沢賢治の「雨ニモマケズ」を読み直しました。

ヨクミキシワカリソシテワスレズ

東ニ病気ノコドモアレバ行ッテ看病シテヤリ、

西ニツカレタ母アレバ行ッテソノ稲ノ束ヲ負ヒ、

南ニ死ニサウナ人アレバ、行ッテコハガラナクテモイイトイヒ、

北ニケンクウヤソショウガアレバツマラナイカラヤメロトイヒ、

ヒドリノトキハナミダヲナガシ、サムサノナツハオロオロアルキ

一見、何もできないように思われる様子ですが、「これが後見人なのかも」と思ったのです。そのヒトに寄り添った支援なのではないかと思っています。その人のすべての代わりはできないけれど、一緒に考え、悩み、できることはやる、そんな風に感じました。

当事務所の後見担当として、ご担当の方に伴走しつつづけようと思います。

(新名雅樹)

成年後見人等の申立の流れと費用

		必要書類など	窓口など	後見	保佐	補助
初 期 相 談 ↓	誰が申立するか、等を相談	相談料	相談機関	¥0～ ¥5,400	¥0～ ¥5,400	¥0～ ¥5,400
申立書式受領 ↓	家庭裁判所の受付で申立書類を入手	申立書	家庭裁判所受付・裁判所ホームページ	¥0	¥0	¥0
診 断 書 入 手 ↓	専用書式あり申立類型決定	診断書	かかりつけ医	¥5,400	¥5,400	¥5,400
必要書類入手 ↓	身上関係の添付書類を入手	本人の戸籍謄本	市役所	¥450	¥450	¥450
		本人の住民票か戸籍付票	市役所	¥300	¥300	¥300
	登記されていないことの証明書を入手	本人の後見登記事項証明書	地方法務局	¥300	¥300	¥300
	本籍の記載のある住民票を	候補者の住民票か戸籍付票	市役所	¥300	¥300	¥300
相 談 ↓	保佐・補助の同意権・代理権付与申立事項等を相談	相談料	相談機関	¥0～ ¥5,400	¥0～ ¥5,400	¥0～ ¥5,400
申 立 書 作 成 ↓	専門家に依頼すると報酬と実費が必要※	書類作成援助又は代理援助	弁護士・司法書士等	¥0～ ¥135,000	¥0～ ¥135,000	¥0～ ¥135,000
申 立 ↓	後見等開始申立の手数料が必要です	開始申立印紙	家庭裁判所	¥800	¥800	¥800
	同意権付与申立の手数料	同意権付与申立	家庭裁判所	¥0	¥0～ ¥800（※）	¥800～ ¥1,600（※）
	代理権付与申立の手数料	代理権付与申立	家庭裁判所	¥0	¥0～ ¥800（※）	
	裁判所が成年後見登記を行う費用	登記印紙	家庭裁判所	¥2,600	¥2,600	¥2,600
	裁判所が使う郵便切手：裁判所で差あり	切手	家庭裁判所	¥4,000	¥5,040	¥5,040
精神鑑定費用の予納	鑑定不要のケース多い	鑑定費用	家庭裁判所	¥0～ ¥100,000	¥0～ ¥100,000	¥0～ ¥100,000
		合計	下限概算 上限概算	¥14,150～ ¥259,950	¥15,190～ ¥262,590	¥15,990～ ¥262,590
※ 法律扶助：一定以下の資産と収入の方が日本司法支援センター（法テラス）に申込みをすれば、申立代理報酬・書類作成報酬・鑑定料などを立替払いしてくれる制度があります。						
※ 保佐開始申立・補助開始申立の場合、代理権付与申立・同意権付与申立を付加することができます。その場合、各申立毎に 800 円の手数料が必要となります。						
※ 保佐開始申立は単独でも申立可能ですが、補助開始申立は単独では申立できず、代理権付与申立・同意権付与申立の少なくとも一方を付加することが必要です。						

成年後見人等の報酬

任意後見の報酬は、本人との契約によって決められます。法定後見の場合の報酬は、報酬付与の申立を受けて家庭裁判所が決定します。報酬額の算定基準を定めた法律はありません。報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容、成年後見人等が管理する財産の内容等を総合考慮して、裁判官の裁量によって定められます。

（参考）東京家庭裁判所が公表している報酬額のめやす（平成 25 年 1 月 1 日時点）

	成年後見人・保佐人・補助人			後見等監督人	
管理財産額	1000 万円以下	1000 万円～ 5000 万円	5000 万円超	5000 万円以下	5000 万円超
基本報酬月額	2 万円	3 ～ 4 万円	5 ～ 6 万円	1 ～ 2 万円	2.5 ～ 3 万円
付 加 報 酬	基本報酬の 50% の範囲内での相当額				

※ 管理財産額＝預貯金及び有価証券等流動資産の合計額

※ 後見等監督人＝成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人

※ 付加報酬が付与される場合＝身上監護等に特別困難な事情があった場合

※ 複数後見の場合＝上記報酬額を分掌事務の内容に応じて按分

成年後見制度利用支援事業・成年後見人等報酬の助成制度

成年後見制度の利用を支援するために国（厚生労働省）が用意した事業です。

この事業には、資産も収入も少なくて、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方について、後見人等の報酬等必要となる経費の一部を補助するための制度が用意されています。成年後見制度利用支援事業の実施主体は市町村です。市町村は、それぞれに要綱を定めて実施しています。市町村長申立案件に限定している市町村もあります。お住まいの市町村に確認してみてください。

後見人等の不祥事対策

後見人に選任されると、本人の財産を自分の財産と区別して管理しなければなりません。自分の財産と混同させて使ってしまうと、業務上横領の犯罪となります。これは親族も同様です。対策のために次のような取組が行われています。（１）家庭裁判所による監督（２）監督人による監督（３）複数後見・法人後見（４）後見制度支援信託

※後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方（本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。信託財産は、元本が保証されます。信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所の発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。その後、専門職後見人が辞任し、親族後見人への財産引継ぎが行われます。

岡山パブリックの法人後見 広がる・つながる支援の輪 想いをつなぐパブリック

弁護士法人岡山パブリック法律事務所は、所内に「後見センター」を設置し、弁護士と社会福祉士と事務職員と補助職員が協力して、法人として後見事務を行っています。法人全体で社会福祉士 8 名を雇用して約 500 件（全国トップクラス）を受任しています（2015/5 時点）。虐待案件、保佐・補助の在宅案件、身寄りのない方の案件、経済的困窮者の案件、知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害の方の案件など困難案件も積極的に受任しています。